

茨城県央環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会規則

令和6年4月1日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県央環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和6年茨城県央環境衛生組合条例第8号）第3条の規定によりその例によることとされる茨城県情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年茨城県条例第4号）第5条の規定に基づき、茨城県央環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 審査会の組織及び運営については、茨城県情報公開・個人情報保護審査会規則（令和5年茨城県規則第4号）の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。